



週刊

こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第347号

2018年1月8日

発行

日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

議会ルールを無視した保守・公明などの暴挙

週刊市議団ニュースNo.346号(17年12月25日号)「市民に理解されない議員を含む特別職の期末手当の引き上げ」で報告の通り、12月議会最終日に、一般職の給与改定とともに、議員を含む特別職の期末手当を、0.1か月引き上げる議案が提出されました。

これに対し、日本共産党など7名の議員による「議長等にかかわる期末手当0.1か月分を減額」する修正動議を提出しました。この修正動議は、議会の手続きに従って行われたものであり、直後に行われた議会運営委員会でも、すんなり本会議に提出されるものと思っていました。

ところが、保守・公明、新未来の委員から、「委員会で審議されていない修正案は無効だ」と言わんばかりに採決を強行、本会議への提出を拒んだのです。議会のルールを無視したこのような暴挙は絶対に認めることはできません。

議員に認められている議案修正権

「委員会での議論を経していない修正案はみとめられない」との条件は、地方自治法上のどこにも規定されていません。これまでの八千代市議会での対応でも、修正案の動議は、議会運営委員会に提出されるも、委員会で審議されたか否かに踏み込んで採決したのは皆無です。今回の採決は、あきらかに議会運営委員会の越権行為です。

今回の修正動議は、地方自治法第115条の3(議案に対する修正の動議を議題とするにあたっては、議員定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない)及び会議規則第17条(修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署しその他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。)の規定により提出されたものです。正規の手続きにより提出された今回の「修正動議」が、議会のルールを無視して多数決で葬り去られてしまうなら、もはや議会としての存在が失われ、翼賛議会と化してしまうのではないのでしょうか。

日本共産党は、議会制民主主義を守るために全力で奮闘する決意です。

修正動議に署名した議員	議会運営委員会で採決を強行した議員
堀口 明子 (日本共産党)	西村 幸吉 (自由民主党)
植田 進 (日本共産党)	河野 慎一 (新未来)
原 弘志 (新・みんなの広場)	末永 隆 (公明党)
三田 登 (会派に属さない)	
高山 利朗 (会派に属さない)	
橋本 淳 (新・みんなの広場)	
伊原 忠 (日本共産党)	

